

浜 情 委 第 2 0 2 号
平成30年11月26日

浜松市教育委員会 様
(教育総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年10月30日付け浜教学総第441号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「浜松市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成24年度分）」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第112号)

1 委員会の結論

「浜松市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成24年度分）」について、別表に示す部分は公開すべきであるが、浜松市教育委員会がその余の部分为非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 平成29年8月1日、審査請求人は、「浜松市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）なお、大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件，同第68号同付帯控訴事件（判例タイムズNo.1254（2008. 1. 15）151頁），平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会）），平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会））（いずれも確定）など関連司法判断に従い，学校名，学校長名，教職員名など職務遂行情報は原則公開とすること。」の公文書公開請求をした。

(2) 平成29年8月14日、処分庁は当該公文書の量が大量であり、事務処理に相当の日数を要するため、公開決定等の期間を延長した。

(3) 平成29年9月15日、処分庁は、浜松市情報公開条例第7条第2号に該当することを理由に、被害児童生徒、その保護者及び他の児童生徒の氏名及び部活動等における役職名等に係る部分等を公開しないこととし、公文書部分公開決定をした。

公文書部分公開決定通知書には公開しない部分として6つの記載をした。

公開しない部分1	被害児童生徒、その保護者及び他の児童生徒の氏名及び部活動等における役職名等に係る部分
公開しない部分2	加害教員の家族、心身の状況等の私事に係る部分及び謝罪、反省等のうち、心情の吐露等に係る部分
公開しない部分3	被害児童生徒の家庭環境、体罰前からの心身の状況等に係る部分
公開しない部分4	体罰後における被害児童生徒の心身の状況に係る部分
公開しない部分5	被害児童生徒の要望、反省等のうち、心情の吐露等に係る部分
公開しない部分6	被害児童生徒の保護者の行為、態度、要望等のうち、心情の吐露等に係る部分

- (4) 平成29年10月8日、審査請求人は(3)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (5) 平成29年10月30日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

本件非公開決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

浜松市情報公開条例第7条第2号に該当するとして、非公開とした次の部分について違法な非公開部分を含む可能性がある。

ア 公開しない部分2について

非公開部分が全て「加害教員の私事に係る情報及び加害教員の個人の人格に密接に結びついた心情の吐露」に関する情報といえるか疑念がある。非公開とされているのは加害教員の反省文などではなく、報告書の中の記載の断片的部分に過ぎない。

「真摯に反省している」とか「もうしわけない」「二度としない」などといった程度の内容であれば、「個人の人格に密接に結びついた心情の吐露」などとするのは大げさであり、非公開に値しない。職務遂行上の情報として公開すべきものである。

イ 公開しない部分5及び6について

同じことは、被害児童生徒本人や保護者等の発言にも言える。本件条例第7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られなければならない。よって、本件非公開処分がすべてそのような程度のものかは精査されるべきである。むしろ、保護者の発言・要望などがほぼ全面的に非公開とされている部分が多い印象をもつ。そもそも個人特定はされていないのであるから、その点も考えに入れて含めて、精査を求めたい。

4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、「公開しない部分2」が、加害教員の私事に係る情報及び加害教員の個人の人格に密接に結びついた心情の吐露等に係る情報であって、条例第7条2号ウの公務員等の職務の遂行に係る情報には該当せず、非公開情報であると言えるか否か、「公開しない部分5及び6」が、条例第7条2号本文の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該

当し、非公開情報であると言えるか否か、の2点である。

上記の争点に対し、次に掲げる理由により本件処分は適当（正当）である。

(1) 公開しない部分2について

条例第7条2号本文により、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は非公開情報とされるが、同号ウにより、その情報が公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開情報とされる。

「公開しない部分2」の情報は、個人に関する情報であって、本件処分により公開されている加害教員の氏名と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものである。

そして、「公開しない部分2」の情報のうち、加害教員の家族、心身の状況等の私事に係るものについては、加害教員の私的な情報であって、公務員等の職務の遂行に係る情報とは言えず、条例第7条2号ウには該当しない。

また、「公開しない部分2」の情報のうち、謝罪、反省等のうち、心情の吐露等に係るものは、個人の人格に密接に結びついたものであり、公務員等の職務の遂行に係る情報とは言えず、条例第7条2号ウには該当しない。

このことは、審査請求人が本件公文書公開請求書や本件審査請求書において引用する平成18年12月22日大阪高裁判決において「加害教員の反省状況、心情や決意などは加害教員の人格と密接に結びついたものであって公務員である教職員の職務遂行に関する情報であるということは困難であり」と判示されていることと照らしても妥当である。

ここで、審査請求人が主張し、上記3の(2)で認めたとおり、「真摯に反省している」「もうしわけない」「二度としない」などといった程度の内容であれば、個人の人格に密接に結びついた心情の吐露等に係る情報とまでは言えず、条例第7条2号ウの公務員等の職務の遂行に係る情報として公開情報とすべきである。しかし、「公開しない部分2」で、謝罪、反省等のうち、心情の吐露等に係るものとして非公開とした部分は、一般的な謝罪、反省等の言葉ではなく、個人の人格に密接に結びついた心情の吐露等に係るものに限定されており、「申し訳なかった」「これからは、絶対にそのようなことはしない」「ごめんなさい」「反省をしている」「今後は、絶対に体罰はしません」などといった一般的な謝罪、反省等の言葉は、本件処分においても公開している。

よって、「公開しない部分2」は、加害教員の私事に係る情報及び加害教員の個人の人格に密接に結びついた心情の吐露等に係る情報であって、条例第7条2号ウの公務員等の職務の遂行に係る情報には該当せず、非公開情報であると言える。

(2) 公開しない部分5及び6について

条例第7条2号本文により、個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開情報とされる。

「公開しない部分5及び6」の情報は、個人に関する情報であるが、本件処分において「公開しない部分1」を公開しないことにより、特定の個人を識別することはできない。

しかし、「公開しない部分5及び6」の情報は、被害児童生徒の要望、反省等及び被害児童生徒の保護者の行為、態度、要望等のうち、心情の吐露等に係るものであり、個人の人格に密接に結びついたものである。また、これらは、個別の面談、相談等の場面で得られた情報であり、公にされることを前提としていない。そのため、これらを公にすることにより、個人の人格と密接に結びついた情報が当該個人が意図しないところで流通してしまうことになり、特定の個人を識別することができないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

このことは、平成22年9月14日神戸地裁判決において「被害児童生徒の保護者の発言のうちの心情の吐露等を示す情報についても、保護者の人格と密接に結びついたものであり」「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たり、本件条例第6条1項後段の非公開情報に該当するといわざるを得ない」と判示されていることと照らしても妥当である。

また、審査請求人は「保護者の発言・要望などがほぼ全面的に非公開とされている部分が多い印象をもつ」と主張するが、「公にしない部分5及び6」で、被害児童生徒の要望、反省等及び被害児童生徒の保護者の行為、態度、要望等のうち、心情の吐露等に係るものとして非公開とした部分は、一般的な要望、反省等の言葉や行為、態度等ではなく、個人の人格に密接に結びついた心情の吐露等に係るものに限定されており、「二度と、体罰はしないでほしい」「今後気をつけてほしい」「二度と同様の過ちを犯さないように、全職員対象の研修を課すことや、被害生徒に対して誠心誠意謝罪することを申しつけられた」「指導者という立場を踏まえた指導をしてもらいたい」「ぼくも謝る」「本人が悪いと反省している」「謝罪は母の意向で断られた」「保護者の態度が軟化した」などといった一般的な要望、反省等の言葉や行為、態度等は、本件処分においても公開している。

よって、「公開しない部分5及び6」は、条例第7条2号本文の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、非公開情報であると言える。

5 委員会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、体罰について浜松市内の公立小学校16校、公立中学校39校の合計55校から浜松市教育委員会に報告された公文書で、「平成24年4月～平成

25年1月間における体罰の状況」(様式1)、「今回新たに実施した調査の結果把握した体罰の状況」(様式2)及びその体罰等の記録(任意様式)である。

(2) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開と規定する。

浜松市情報公開制度の手引では、「個人に関する情報」として次のものを例示している。

- ・ 氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
- ・ 学歴、職歴など経歴等に関する情報
- ・ 健康状態など心身に関する情報
- ・ 財産、所得など財産状況に関する情報
- ・ 能力、成績等に関する情報
- ・ 思想、支持政党など思想、信条等に関する情報
- ・ 家族構成、生活記録など個人の生活状況に関する情報

第7条第2号前段は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」を非公開情報と、第7条第2号後段は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

なお、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の非公開情報の例外としている。

(3) 条例第7条第2号前段該当性

条例第7条第2号前段では「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非公開情報としている。

公開しない部分1の「被害児童生徒、その保護者及び他の児童生徒の氏名及び部活動等における役職名に係る部分」のうち、「被害児童生徒、その保護者及び他の児童生徒の氏名」は個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであり、第7条第2号前段に該当すると認められる。

「被害児童生徒の部活動等における役職名に係る部分」は、学校名、加害教員の氏名、部活動名等がすでに公開されている以上、被害児童生徒の関係者であれば特定の個人が識別できるため、この情報は、個人に関する情報で他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものであり、第7条第2号前段に該当すると認められる。

(4) 条例第7条第2号後段該当性

条例第7条第2号後段では「個人情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報としている。

公開しない部分3及び4の「被害児童生徒の家庭環境、心身の状況等に係る部分」は、そもそも極めて個人的な事柄に属するものであるし、心身の状況の内容次第では、それが公開されることによって、さらに心身ともに重大な悪影響を被るおそれもあり、公開されることによって被害児童生徒の権利利益を害するおそれがある情報であるため、第7条第2号後段に該当すると認められる。

公開しない部分5及び6の「被害児童生徒とその保護者の心情の吐露に係る部分」は、被害児童生徒とその保護者の人格と密接に結びついたものであり、個人識別性がなくても個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、第7条第2号後段に該当すると認められる。

(5) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

条例第7条第2号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は非公開情報の例外で公開することを規定している。

公開しない部分2の「加害教員の家族、心身の状況等の私事に係る部分及び謝罪、反省等のうち、心情の吐露等に係る部分」のうち、「加害教員の家族、心身の状況等の私事に係る部分」は、加害教員の氏名が公開されているため、「個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」であり、公務員等の職務の遂行に係る情報ではない。そのため、第7条第2号ただし書ウには該当せず、第7条第2号前段に該当すると認められる。

「(加害教員の) 謝罪、反省等のうち、心情の吐露に係る部分」は、加害教員の氏名が公開されているため、「個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」である。当該部分は、加害教員の心情を吐露した部分であり、あくまでも当該体罰についてその報告に必要な程度に記載された情報であるとしても、公務員である教員の職務遂行に関する情報であるということは困難である。そのため第7条第2号ただし書ウには該当せず、第7条第2号前段に該当すると認められる。ただし、別表の城北小学校の項に記載した部分は、加害教員以外の教員の一般的な謝罪であり、加害教員の心情の

吐露ではないため、公務員の職務の遂行に係る情報であり、同号ただし書ウに該当すると認められる。また、別表の細江中学校の項に記載した部分は、加害教員の謝罪、反省等に係る部分であるが、一般的な謝罪であり、加害教員の人格と密接に結びついた心情の吐露とは判断できないため、公務員等の職務の遂行に係る情報であり、同号ただし書ウに該当すると認められる。

(6) 本件部分公開決定について

以上のことから、本件対象公文書の非公開部分のうち別表の「公開すべき部分」の欄に記載した部分は、条例第7条第2号ただし書ウに該当するが、その余の部分は、第7条第2号に該当するものと認められる。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

なお、一部の委員から、教育活動というのは人格的な作業であるので、市民が教育の現場をチェックするためには、個人の人格と密接に結びついた心情であっても、公開すべきものと非公開とすべきものを、厳格に分けないといけないと思うが、これまでの裁判例を踏まえると、今回のように判断せざるを得ないとの意見があったことを付記する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月30日	諮問を受けた。
11月 8日	審査庁から弁明書を受理した。
11月27日	審査庁から反論書を受理した。
平成30年 1月22日	諮問の審査を行った。
3月 1日	諮問の審査を行った。
4月17日	諮問の審査を行った。
7月 3日	諮問の審査を行った。
8月31日	答申案の検討を行った。
10月15日	答申案の検討を行った。

別表

学校名	公開すべき部分	
城北小学校	「体罰」記録 平成24年6月29日（金）	7の②の非公開部分全て
細江中学校	指導記録7 指導日時：平成25年2月15日（金）	3指導内容の非公開部分全て

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順